



鳥取県公報

平成16年3月1日(月)
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定 (134)(畜産課).....	1
-----	---	---

告 示

鳥取県告示第134号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則(平成15年鳥取県規則第77号)第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成16年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定する県外の区域
高病原性鳥インフルエンザの発生農場(京都府船井郡丹波町)を中心とした半径30キロメートル以内の区域
- 2 指定する家畜等
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 3 指定に係る期間
平成16年3月1日から当分の間
- 4 指定する目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため

